

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 補助事業の種類及び内容（第6条—第26条の3）
 - 第1節 開設準備に関する補助事業（第6条・第7条）
 - 第2節 入所児童の処遇向上に関する補助事業（第8条・第9条）
 - 第3節 零歳児保育補助事業（第10条・第11条）
 - 第4節 零歳児保育未実施保育所補助事業（第12条・第12条の2）
 - 第5節 勤務環境改善促進事業（第13条—第17条）
 - 第6節 障害児保育補助事業（第18条—第20条）
 - 第7節 産休等代替職員費補助事業（第21条・第22条）
 - 第8節 延長保育補助事業（第23条・第24条）
 - 第9節 保育環境改善等事業（第25条・第26条）
 - 第10節 医療的ケア児保育補助事業（第26条の2・第26条の3）
- 第3章 補助金の交付手続等（第26条の4—第30条）
- 第4章 補則（第31条・第32条）

附則

別記

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）で、法第35条第4項の認可（法第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）の場合にあつては、同条第3項の規定による届出）に係るもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた保育所（以下「認定こども園」という。）を含む。）（以下「私立保育所」という。）を運営する者（以下「運営者」という。）等に対し、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）で定める基準（以下「都基準」という。）を超えて私立保育所で行う保育及び教育の充実に要する経費について、中央区（以下「区」という。）が補助金を交付することにより、児童の健全な発育に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入所児童 法第24条第1項に規定する児童に対し、私立保育所で保育（認定こども園において学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標を達成するために行う保育を含む。）を提供している児童をいう。
- (2) 告示 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）をいう。
- (3) 留意事項通知 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保第38号5文科初第483号）をいう。
- (4) 国実施通知 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。
- (5) 定員 法第35条第4項の認可の際に東京都知事（以下「都知事」という。）が認める入所児童の定員（公私連携型保育所の場合にあつては、法第56条の8第3項の規定による届出による入所児童の定員）をいう。

（補助事業の実施）

第3条 区長は、入所児童の処遇の向上に関し、次章に定める補助事業を行う。

（入所児童の年齢計算）

第4条 入所児童の年齢計算は、当該入所児童について、毎年度の初日を基準日として行う。

- 2 前項の規定により年齢を計算された入所児童の年齢は、その年度中に限り変更しないものとする。
(適用範囲)

第5条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）に設置された私立保育所について適用する。ただし、第8条第1号に掲げる経費に係る規定にあっては東京都の区域内に設置された私立保育所に、第8条第11号及び第12号の経費に係る規定にあっては区の区域外（以下「区外」という。）に設置された私立保育所についても適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次章第4節の適用については、認定こども園を除く。

第2章 補助事業の種類及び内容

第1節 開設準備に関する補助事業

(補助対象経費)

第6条 区長は、新たに私立保育所を設置し、都知事の認可を受けた者（公私連携型保育所の場合にあっては、法第56条の8第3項の規定により届け出た者）（以下「設置者」という。）に対し、次に掲げる経費について補助する。

- (1) 私立保育所の設置に必要な机、椅子、遊具等（以下「備品」という。）の整備に要する経費
(2) 非常通報装置（学校110番）の整備に要する経費

- 2 区長は、私立保育所の面積の拡大（以下「増床」という。）をした者（以下「増床者」という。）に対し、増床による定員増加分のために必要な備品整備に要する経費について補助する。

- 3 第1項の規定は、保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号）に基づく保育所分園（以下「分園」という。）の設置をした者について準用する。この場合において、第1項中「新たに私立保育所を設置し、都知事の認可を受けた者（公私連携型保育所の場合にあっては、法第56条の8第3項の規定により届け出た者）（以下「設置者」という。）」とあるのは「分園を設置した者（以下「分園設置者」という。）」と、「私立保育所」とあるのは「分園」と読み替えるものとする。

(補助金の算定基準)

第7条 前条第1項各号及び第2項に規定する補助対象経費（以下「開設準備経費」という。）に係る補助金の算定基準は、別表1（1）のとおりとする。ただし、自己所有物件を活用して私立保育所の設置又は増床をする場合は、この要綱以外で得た備品整備に要する経費に係る補助金の額を控除する。

- 2 前項の規定は、分園について準用する。この場合において、前項及び別表1（1）中「私立保育所」とあるのは「分園」と読み替えるものとする。

第2節 入所児童の処遇向上に関する補助事業

(補助対象経費)

第8条 区長は、運営者に対し、次に掲げる経費について補助する。ただし、第10条第3号に掲げる経費の補助の対象となる者については、第5号に掲げる経費を補助しないものとする。

- (1) 保育事業又は教育事業の充実に要する経費（次号から第12号まで、第10条各号、第12条第1項各号、第13条各号、第18条、第21条、第23条各号、第25条、第26条の2各号及び附則第3項各号に掲げる経費を除く。以下「一般保育所対策事業加算」という。）
(2) 告示第1条に掲げる加算（保育所に係るものに限る。）に算入されていない3歳以上の入所児童の主食給食に要する経費（以下「3歳以上児給食費加算」という。）
(3) 保育又は教育の充実に図るために教材の購入に要する経費（以下「教材費加算」という。）
(4) 地域の住民との交流を図るために必要であると福祉保健部長が認める物品の購入に要する経費（以下「地域交流事業費加算」という。）
(5) 嘱託医手当の充実に要する経費（以下「嘱託医手当加算」という。）
(6) 非常通報装置（学校110番）の設置に係る経費のうち保守及び管理に要する経費（以下「非常通報装置保守・管理経費加算」という。）
(7) 園外で保育又は教育を行うためのバスの借上げに要する経費（以下「バス借上費加算」という。）
(8) 年2回の歯科健康診査を行うための歯科医師及び歯科衛生士の手当に要する経費（以下「歯科医師等手当加算」という。）
(9) 入所児童に支給する牛乳の購入に要する経費（以下「牛乳購入費加算」という。）
(10) 行事の際に入所児童に提供する記念品等の購入に要する経費（以下「行事費加算」という。）
(11) 副食の提供のうち、その費用の徴収対象外となる入所児童に対するもの（中央区特定教育・保育施

設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年10月中央区条例第21号）第13条第4項第3号イに掲げる副食の提供（以下「区基準提供」という。）（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ及びロに掲げる副食の提供（以下「国基準提供」という。）を除く。）に限る。）に要する経費（以下「副食費加算」という。）

(12) 3歳以上児に対する副食の提供（区基準提供を除く。）に要する経費の徴収に要する事務費（以下「副食費徴収事務費加算」という。）

（補助金の算定基準）

第9条 前条各号に掲げる補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとする。この場合において、入所児童1人当たり単価による補助対象経費については区が保育を提供した児童を、1施設当たり単価及び職員1人当たり単価による補助対象経費については私立保育所をそれぞれ補助金の算定単位とする。

第3節 零歳児保育補助事業

（補助対象経費）

第10条 区長は、零歳児保育を推進するため、別記1の要件を満たす運営者に対し、運営の充実を図るため、次に掲げる経費について補助する。

(1) 留意事項通知別紙2Ⅱ1(2)又は別紙3Ⅱ1(2)の基本分単価に含まれる職員構成に定める配置基準（以下「国配置基準」という。）を超える保健師、助産師又は看護師（以下「保健師等」という。）の配置に要する経費（以下附則第3項第1号を除き、「零歳児保健師等加算」という。）

(2) 零歳児の給食の充実を図るための国配置基準を超える調理員の増配置に要する経費（以下「零歳児調理員加算」という。）

(3) 嘱託医手当の充実に要する経費（以下「零歳児嘱託医手当加算」という。）

（補助金の算定基準）

第11条 前条各号に掲げる補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとし、補助金の算定単位については第9条の規定を準用する。

第4節 零歳児保育未実施等保育所補助事業

（補助対象経費）

第12条 区長は、運営者の負担を軽減するため、延長保育、病児保育及び障害児保育のうち、いずれかを実施している運営者（零歳児保育を行っていない運営者又は月の初日の零歳児入所児童が2人以下の運営者に限る。）に対し、運営の充実を図るため、次に掲げる経費について補助する。

(1) 主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任するための国配置基準を超える保育士の増配置に要する経費（次項を除き、以下「主任保育士専任加算」という。）

(2) 保育所の総合的な防災対策を図るための取組に要する経費（第3項を除き、以下「施設機能強化推進費加算」という。）

2 区長は、前項の規定にかかわらず、運営者が告示第1条第53号に掲げる主任保育士専任加算の交付を受ける月にあっては、前項第1号に掲げる経費を補助対象外とする。

3 第1項の規定にかかわらず、運営者が告示第1条第40号に掲げる施設機能強化推進費加算の交付を受ける場合にあっては、第1項第2号に掲げる経費を補助対象外とする。

（補助金の算定基準）

第12条の2 前条第1項各号に掲げる経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとし、補助金の算定単位については第9条の規定を準用する。

第5節 勤務環境改善促進事業

（補助対象経費）

第13条 区長は、主任保育士専任加算又は第12条第2項に規定する主任保育士専任加算の交付に係る保育士の配置基準及び留意事項通知別紙2Ⅲ2(1)加算の要件に定める配置基準（以下「主任・3歳児加算基準」という。）を超えて保育士（「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」（平成10年4月9日付児発第305号）及び「保育所における保健師又は看護師の配置特例の全国展開について」（平成26年2月14日付雇児発0214第4号）による保育士を含む。以下同じ。）を1人（定員61人以上の施設にあっては、2人）増配置する私立保育所（認定こども園を除く。）の運営者又は留意事項通知別紙3Ⅲ4(1)加算の要件に定める配置基準（以下「認定こども園3歳児加算基準」

という。)を超えて保育士を1人(定員61人以上の施設にあっては、2人)増配置する認定こども園の運営者に対し、次に掲げる経費について補助する。

- (1) 保育士一人当たりの業務負担軽減を図るための保育士の増配置に要する経費(以下「勤務環境改善促進保育士加算」という。)
- (2) 業務負担軽減を図るため、前号の保育士の増配置のほか、パート保育士(勤務時間は、原則として、午前2時間及び午後2時間とする。)の雇用に要する経費(以下「勤務環境改善促進パート保育士加算」という。)
- (3) 7月から9月まで及び11月から3月までの期間における施設の冷房又は暖房の充実に要する経費(以下「勤務環境改善促進冷暖房費加算」という。)

(補助金の算定基準)

第14条 前条各号に掲げる補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとし、補助金の算定単位については第9条の規定を準用する。

第15条から第17条まで 削除

第6節 障害児保育補助事業

(補助対象経費)

第18条 区長は、障害児保育を行う運営者に対し、第20条の規定に該当する児童の処遇向上を図るために要する経費(以下「障害児加算」という。)について補助する。

(補助金の算定基準)

第19条 前条に規定する補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとし、区が保育を提供した次条に規定する障害児を補助金の算定単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は入所児童の障害の程度が次条各号に該当する障害を著しく超えていると認定した場合は、別表1の障害児加算の2倍の範囲内で特別基準を設定することができる。

(障害児)

第20条 補助の対象となる障害児は、次の各号のいずれかに該当する入所児童とする。ただし、障害の程度が第2号又は第3号に相当すると認められる場合であっても、日常の保育において健常児と同一の保育が可能な児童は、補助の対象としない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当等の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている者を含む。)
- (2) 身体障害については、おおむね身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害級別6級から3級までの程度。ただし、6級程度については聴覚障害に限る。
- (3) 知能、社会性及び運動機能の発達の遅れについては、おおむね東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第4条に規定する判定基準の軽度又は中度程度
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が補助を必要と認める入所児童

第7節 産休等代替職員費補助事業

(補助対象経費)

第21条 区長は、入所児童の処遇の正常な実施を確保するため、私立保育所に勤務する職員が出産により長期間休業(以下「産休」という。)又は傷病により休業(以下「病休」という。)をする場合において、運営者がその代替職員を別記3の定めるところにより任用したときは、その任用の経費(以下「産休等代替職員費加算」という。)について補助する。

(補助金の算定基準)

第22条 前条に規定する補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとする。

第8節 延長保育補助事業

(補助対象経費)

第23条 区長は、延長保育を行う運営者に対し、次に掲げる経費について補助する。

- (1) 延長保育の充実に図るため、主任・3歳児加算基準又は認定こども園3歳児加算基準を超える保育士の増配置に要する経費(以下「延長保育士加算」という。)
- (2) 延長保育を行う入所児童数に応じ、補食、保育材料、光熱費等に要する経費(以下「延長保育事業費加算」という。)
- (3) 7月から9月まで及び11月から3月までの期間における延長保育時間帯の冷房又は暖房の充実に要する経費(以下「延長冷暖房費加算」という。)

(補助金の算定基準)

第24条 前条各号に掲げる補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとし、補助金の算定単位については第9条の規定を準用する。

第9節 保育環境改善等事業

(補助対象経費)

第25条 区長は、国実施通知別添5保育環境改善等事業実施要綱 3(2)①に定める事業で、第20条に規定する障害児を受け入れるために必要な設備の整備及び備品整備に要する経費（以下「保育所障害児受入促進事業」という。）について補助する。

(補助金額)

第26条 前条に規定する補助対象経費の金額は、別表1の金額を上限額とし、当該事業に要した金額とする。

第10節 医療的ケア児保育補助事業

(補助対象経費)

第26条の2 区長は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）の保育を行う運営者に対し、次に掲げる経費について補助する。

(1) 医療的ケア児専任の看護師、准看護師、保健師若しくは助産師又は認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。）（以下「看護師等」という。）である保育士等の増配置に要する経費（以下「医療的ケア児看護師等加算」という。）

(2) 看護師等を補助し、医療的ケア児の保育を行う専任の保育補助者の増配置に要する経費（以下「医療的ケア児保育補助者加算」という。）

(補助金の算定基準)

第26条の3 前条各号に掲げる補助対象経費に係る補助金の算定基準は、別表1のとおりとする。

第3章 補助金の交付手続等

(補助金の交付申請)

第26条の4 この要綱に定める補助金（開設準備経費に係る補助金を除く。）の交付を受けようとする運営者は、各年度に当該年度の補助対象経費について、次に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請しなければならない。

- (1) 保育所運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 保育所運営費補助金所要額内訳書（別記第1号様式の2）
- (3) 職員名簿（別記第1号様式の3）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 開設準備経費に係る補助金の交付を受けようとする設置者は、開設準備経費（当該開設準備経費に係る私立保育所の設置について都知事が認可した日（公私連携型保育所の場合にあっては、都知事が法第56条の8第3項の規定による届出を受理した日）（以下「認可日等」という。）以前6か月以内に支出したものに限る。）について、認可日等以後30日以内又は認可日等の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請しなければならない。

- (1) 保育所開設準備経費補助金交付申請書（別記第2号様式）
- (2) 当該補助金の交付に係る私立保育所について都知事から交付を受けた児童福祉施設設置認可書の写し（法第56条の8第3項の規定による届出をした場合にあっては公私連携型保育所設置届（都知事が受理したものに限る。）の写し、次項の規定による申請をする場合にあっては児童福祉施設計画承認書の写し）
- (3) 整備した備品の品目及び支払額を証するものの写し
- (4) 非常通報装置（学校110番）整備費に係る補助金の交付を受けようとする設置者にあっては、非常通報装置（学校110番）整備工事の契約書の写し及び整備位置図並びに非常通報装置（学校110番）整備費用の領収書の写し又はこれらに準ずるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 認可日等の属する年度の前年度の末日までに補助事業が完了する場合において、開設準備経費に係る補助金の交付を受けようとする設置者は、前項の規定にかかわらず、同日までに同項各号に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請することができる。

4 開設準備経費に係る補助金の交付を受けようとする増床者は、開設準備経費（当該開設準備経費に係る私立保育所の認可内容の変更日（以下「内容変更日」という。）以前6か月以内に支出したものに限る。）について、内容変更日以後30日以内又は内容変更日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請しなければならない。

(1) 保育所開設準備経費補助金交付申請書（別記第2号様式）

(2) 開設日以後に増床をしたことに係る児童福祉施設内容変更届（都知事が受理したものに限る。）の写し

(3) 整備した備品の品目及び支払額を証するものの写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

5 内容変更日の属する年度の前年度の末日までに補助事業が完了する場合において、開設準備経費に係る補助金の交付を受けようとする増床者は、前項の規定にかかわらず、同日までに同項各号に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請することができる。

6 開設準備経費に係る補助金の交付を受けようとする分園設置者は、開設準備経費（内容変更日以前6か月以内に支出したものに限る。）について、内容変更日以後30日以内又は内容変更日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請しなければならない。

(1) 保育所開設準備経費補助金交付申請書（別記第2号様式）

(2) 開設日以後に分園を設置したことに係る児童福祉施設内容変更届（都知事が受理したものに限る。）の写し

(3) 整備した備品の品目及び支払額を証するものの写し

(4) 非常通報装置（学校110番）整備費に係る補助金の交付を受けようとする設置者にあつては、非常通報装置（学校110番）整備工事の契約書の写し及び整備位置図並びに非常通報装置（学校110番）整備費用の領収書の写し又はこれらに準ずるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

7 内容変更日の属する年度の前年度の末日までに補助事業が完了する場合において、開設準備経費に係る補助金の交付を受けようとする分園設置者は、前項の規定にかかわらず、同日までに同項各号に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を申請することができる。

（補助金の交付決定通知等）

第26条の5 区長は、前条の規定による申請があつたときは、関係書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付するときは別記第3号様式による保育所運営費等補助金交付決定通知書により、交付しないときは別記第4号様式による保育所運営費等補助金不交付決定通知書により、当該申請を行った運営者、設置者、増床者又は分園設置者（以下「運営者等」という。）に通知する。

（補助金の交付）

第27条 この要綱に定める補助金（開設準備経費に係る補助金を除く。）の交付は、月を単位として行う。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 開設準備経費に係る補助金の交付は、新たに私立保育所を設置する場合にあつては、認可日等（第26条の4第3項の規定により申請する場合にあつては、認可日等の属する年度の前年度の末日）から、開設日以後に、増床又は分園の設置をした場合にあつては、内容変更日（第26条の4第5項及び第7項の規定により申請する場合にあつては、内容変更日の属する年度の前年度の末日）から60日以内に行うものとする。

3 別表1に定める単価の改定等により補助金の交付に係る会計年度の途中で当該補助金の額に不足が生じたときは区長はその不足額について追加交付し、当該補助金の額に超過交付が生じたときは運営者等は、その超過交付額について別に定める日までに返還しなければならない。

4 補助金は、別記4に定める条件を付して交付する。

（補助金の請求）

第28条 第26条の5の規定により補助金（開設準備経費に係る補助金を除く。）の交付決定を受けた運営者は、毎月10日までに、次に掲げる書類を区長に提出して当該補助金を請求しなければならない。

(1) 保育所運営費補助金請求書（別記第5号様式）

(2) 職員名簿（別記第1号様式の3）

2 第26条の5の規定により開設準備経費に係る補助金の交付決定を受けた設置者、増床者又は分園設置者は、当該交付決定の日から10日以内に別記第6号様式による保育所開設準備経費補助金請求書を区長

に提出して当該補助金を請求しなければならない。

(補助金の使用制限)

第28条の2 私立保育所の運営者等は、この要綱で定める目的以外に補助金を使用してはならない。

(実績報告)

第29条 補助金の交付を受けた運営者等は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第38条第2項の規定による廃止若しくは休止の承認を受けたとき、又は補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、その承認を受けた日又は当該会計年度の終了の日から30日以内に次に掲げる書類を区長に提出して補助事業の実績を報告しなければならない。

(1) 保育所補助事業実績報告書(別記第7号様式)

(2) 保育所運営費等補助金交付実績内訳書(別記第7号様式の2)

(3) 保育所運営費補助金の交付を受けた運営者にあつては、月別児童数内訳表(別記第7号様式の3)

(4) 当該補助事業に係る決算報告書

(補助金の確定)

第30条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の使途が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、別記第8号様式による保育所運営費等補助金確定通知書により、補助金の交付を受けた運営者等に通知するものとする。

第4章 補 則

(費用徴収の禁止)

第31条 補助金の交付を受けた運営者等は、この要綱に定める補助対象経費に関し、入所児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、延長保育に係る入所者負担金については、この限りでない。

(細目)

第32条 この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉保健部長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和54年9月10日から施行する。

2 昭和54年以降この要綱の施行の日までに中央区私立保育所運営費補助要綱(昭和54年4月23日54中福発第364号)によって交付した補助金はこの要綱により交付したものとみなす。

3 当分の間、区長は、区との合意により零歳児保育を行わない運営者に対し、入所児童(1歳以上の児童に限る。以下この項及び第5項において同じ。)の保育を推進するため、次に掲げる経費を補助することができる。

(1) 保健師等の配置に要する経費

(2) 入所児童の給食の充実を図るための調理員の増配置に要する経費

4 前項各号に規定する補助対象経費に係る補助金の算定基準については別表1の13の項及び14の項の規定を、算定単位については第9条の規定を準用する。

5 当分の間、区長は、第3項に規定する運営者(入所児童が70名を超え、かつ、当該入所児童に月2回以上健康診断を行っている運営者に限る。)に対し、入所児童の保育を推進するため、嘱託医手当加算に係る補助金の額を増額することができる。この場合において、別表1の5の項の適用については、同項中「36,930円」とあるのは、「56,930円」とする。

5 当分の間、区長は、第3項に規定する運営者(入所児童が70名を超え、かつ、当該入所児童に月2回以上健康診断を行っている運営者に限る。)に対し、入所児童の保育を推進するため、嘱託医手当加算に係る補助金の額を増額することができる。この場合において、別表1の5の項の適用については、同項中「36,930円」とあるのは、「56,930円」とする。

6 当分の間、第8条第11号中「その費用の徴収対象外となる入所児童に対するもの(中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年10月中央区条例第21号)第13条第4項第3号イに掲げる副食の提供(以下「区基準提供」という。))とあるのは「区の区域内に住所を有する3歳以上の入所児童(以下「区内入所児童」という。)に対するもの」と、「f)に限る。))」

とあるのは「）」と、別表１（２）の表１１の項中「その費用の徴収対象外となる入所児童に対するもの（区基準提供（国基準提供を除く。）に限る。）」とあるのは「区内入所児童に対するもの（国基準提供を除く。）」と、「区基準提供の対象児童の延べ入所人数―国基準提供の対象児童の延べ入所人数」とあるのは「区内入所児童の対象児童の延べ入所人数―国基準提供の区内入所児童の延べ入所人数」とし、第８条第１２号の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、昭和５５年３月１９日から施行し、昭和５４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５５年１２月２３日から施行し、昭和５５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５６年３月１２日から施行し、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和５６年７月２２日から施行し、昭和５６年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱に定める保母には、「『児童福祉施設最低基準に定める保育所の保母の特例に関する省令を廃止する省令』の施行に伴う経過措置について」（昭和５６年３月３１日付５６中厚管発第４９号）による認可保母を含むものとする。

附 則

この要綱は、昭和５７年３月３０日から施行し、昭和５６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５７年１２月１３日から施行し、昭和５７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５８年１１月８日から施行し、昭和５８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５９年３月２８日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５９年５月３１日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和５９年１０月２日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和６０年３月２２日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和６０年７月２３日から施行し、昭和６１年７月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和６１年３月２４日から施行し、昭和６１年７月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和６１年１２月２２日から施行し、昭和６１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和６２年１１月７日から施行し、昭和６１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年3月30日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月9日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年3月28日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年11月6日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年3月31日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年9月11日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 3 平成2年度分に係る零歳児加算対象保育所の指定申請を行おうとする者は、平成2年9月30日までに必要な所用の手続きをとらなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年3月14日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年9月18日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月31日から施行し、平成3年4月1日から適用する。ただし、「第7節 延長保育特別対策」に係る規定は平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年8月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東京都中央区保育所運営費補助要綱第6条及び別表の規定は平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年8月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年2月17日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東京都中央区保育所運営費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）の別表の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の要綱第6条第15号の規定は、平成7年1月以降の月分の職員勤務時間改善加算について適用し、同月前の月分の職員勤務時間改善加算については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年3月31日から施行する。

2 この要綱による改正後の東京都中央区保育所運営費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）の別表の規定は、平成6年4月1日から適用する。

3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の東京都中央区保育所運営費補助要綱の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成9年1月20日から施行する。

2 この要綱による改正後の東京都中央区保育所運営費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）の別表の規定は、平成8年4月1日から適用する。ただし、民間施設加算単価表の適用区分については、平成8年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年3月28日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年8月29日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月27日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成11年3月25日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱第6条第1号、第2号及び第4号の規定は、平成11年4月1日から施行し、平成10年度分については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成12年3月31日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱別表の規定は、平成11年4月1日から適用する。ただし、別表12から別表16までの規定は、同年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

3 11時間開所を実施していない保育所に対する改正後の要綱第2章第4節及び第7節の規定の適用については、平成12年4月1日から同年7月31日までの間、同章第4節及び第7節の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

4 区長は、前項の規定にかかわらず、11時間開所を実施している保育所に対する補助金との均衡上、必要があると認める場合は、同項の保育所に対する補助金を調整することができる。

附 則

1 この要綱は、平成14年3月11日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱中第22条第1号及び第29条第3項の規定は、

平成15年3月20日から適用し、その他の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月29日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年3月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保育所運営費補助要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立保育所運営費補助要綱第8条第4号及び附則第3項から第5項までの規定は、平成26年度以後の年度分の補助対象経費について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立保育所運営費補助要綱第8条、第12条、第12条の2及び別記1の2(8)の規定は、平成28年度以後の年度分の補助対象経費について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立保育所運営費補助要綱別記4の14の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表1 歯科医師等手当加算の項の改正規定は、

平成31年10月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の中央区私立保育所運営費補助要綱（以下「新要綱」という。）第6条、第7条、第26条の2第2項から第7項まで、第26条の3、第27条第2項、第28条の2及び別表1の規定は、平成31年度以後の年度分の補助対象経費について適用する。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育所運営費等補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立保育所運営費等補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表1の（2）の表22の項の改正規定は、令和4年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立保育所運営費等補助要綱（以下「新要綱」という。）附則第6項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供する副食に要する経費及びその徴収に要する事務費について適用する。
- 3 適用日から施行日の前日までの間において、この要綱による改正前の中央区私立保育所運営費等補助要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づく産休等代替職員費加算として支払われた金額は、これに相当する新要綱の規定に基づく産休等代替職員費加算の内払とみなす。
- 4 この要綱の施行の際、旧要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立保育所運営費等補助要綱第8条、第13条、第20条、第23条、別表1、別表3、別記第1号様式から別記第1号の3様式まで、別記第5号様式及び別記第7号様式の規定は、令和6年度分の補助金の交付の申請及び請求から適用する。
- 3 この要綱による改正前の中央区私立保育所運営費等補助要綱の規定により作成した様式で、現に残存す

るものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別記 1（第 10 条関係） 零歳児保育補助事業の加算対象について

（取扱定員）

1 削除

（設備及び運営）

2 (1) 零歳児 1 人につき、乳児室及びほふく室を通じて、おおむね 5 平方メートル以上の有効面積があること。

(2) 保健室（都基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りではない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りでない。）及び便所を設けること。

(3) 零歳児が専用に使用できる野外遊戯場（歩行運動及び外気浴等を行う場所）を設けるように努めること。

(4) 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。

(5) 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任体制を確立すること。

(6) 保健師等を 1 名配置すること。ただし、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、1 日 4 時間勤務又は隔日勤務の非常勤の保健師等を配置することができる。

保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。

(7) 調理員を 1 名増配置し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施するよう努めること。

(8) 健康管理の徹底を図るため嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な協力を求め、月 1 回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

別記 2 削除

別記 3（第 21 条関係） 産休等代替職員費補助基準

（代替職員の任用期間）

1 (1) 産休職員に係る代替職員の任用期間は、産休職員が産前の休業を始める日を起算日として 16 週間（多胎妊娠の場合は 24 週間）以内とする。ただし、産前産後の休業期間については、産前 8 週間（多胎妊娠の場合は 16 週間）、産後 10 週間を超えないものとする。

(2) 病休職員に係る代替職員の任用は、病休職員が療養のため 31 日以上（休日等を含む。）休業を要する場合とし、その期間は、病休職員が休業を始めて 30 日（休日等を含む。）を経過した日から、その日を起算日として 60 日（休日等を含む。）を限度とする。

（代替職員の資格）

2 (1) 代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、職種ごとに所定の資格を有する者でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、児童福祉施設において児童等の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者（以下「認定保育士」という。）を任用することができる。

(2) 代替職員の任用は、当該施設で新たに職員を雇用し任用するものとする。ただし、新たに雇用することが困難な場合には、当該施設において従前から雇用している職員（保育所運営費負担金に算入されている職員及び本要綱のうち産休等代替職員費補助以外の対象となる職員を除く。）を任用することができる。

（任用承認）

3 (1) 代替職員を任用しようとする運営者は、産休等代替職員任用承認申請書（別記第 15 号様式）に次に掲げる書類を添えて、原則としてその任用しようとする日の 10 日前までに区長に申請しなければならない。

ア 産休の場合は、産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書、代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は本人の履歴書

イ 病休の場合は、病休職員についての医師の発行する証明書（原則として、病休職員が当該傷病のため継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）、代替職員についての健康診断書及び資格証明書の写し又は本人の履歴書

(2) 区長は、前号の規定により申請書を受理したときは、代替職員を任用する要件を審査の上、承認の適否を決定し、産休等代替職員任用承認（却下）通知書（別記第16号様式）により申請者に通知しなければならない。

4 運営者は、代替職員との雇用関係がなくなったとき又は産休職員若しくは病休職員が復職したときは、産休等代替職員任用調書（別記第17号様式）により区長に報告しなければならない。

別記4（第27条関係） 補助条件

1 財産の管理義務

運営者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具（以下「財産」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 財産処分の制限

運営者等は、財産について補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

4 補助事業の完了時期

補助事業は、毎年度3月31日までに完了しなければならない。

5 事故報告

運営者等は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業遂行が困難となったときは、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

6 状況報告及び立入検査

区長は、補助事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関して、運営者等に対し、報告又は私立保育所への立入検査を求めることができる。

7 補助事業の遂行命令

区長は、5、6及び第29条に定める報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを運営者等に対し命ずることができる。この場合において、区長は、運営者等がこの命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

8 是正のための措置

(1) 区長は、5、6及び第29条に定める報告等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、運営者等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を採るべきことを命ずることができる。

(2) 第29条の規定による実績報告は、前号の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 交付決定の取消し

区長は、運営者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

10 補助金の返還

区長は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、運営者等に対しその返還を命ず

るものとする。

11 違約加算金

9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられた運営者等は、その命令に係る補助金の受領の日（2回以上に分けて補助金の交付を受けた場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日において受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

10により補助金の返還を命ぜられた運営者等は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

運営者等が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

14 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税の仕入控除税額（この要綱に定める補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一部、一支社、一支所等であって、自ら消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

(3) 区長は、(1)又は(2)の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

15 書類の整備保管

運営者等は、補助事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(表)

別表1(第7条・第9条・第11条・第12条の2・第14条・第19条・第22条・第24条・第26条・第26条の3・第27条関係)

算 定 基 準 表

(1)開設準備経費

番号	補助項目	補助対象経費	補助基準額	算定基準
1	備品整備費(遊具・絵本)	私立保育所の設置又は増床に必要な備品整備(遊具・絵本)に要する経費	次の単価に定員数(増床の場合は増加した定員数)を乗じて得た額 定員1人当たり単価 40,000円	補助基準額と実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の15を乗じて得た額を補助する。 ただし、自己所有物件を活用して私立保育所の設置又は増床をする場合は、本要綱以外で得た備品整備に係る補助金の額を控除する。
2	備品整備費(遊具・絵本以外)	私立保育所の設置又は増床に必要な備品整備(遊具・絵本以外)に要する経費	次の単価に定員数(増床の場合は増加した定員数)を乗じて得た額 定員1人当たり単価 60,000円	補助基準額と実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の15を乗じて得た額を補助する。 ただし、自己所有物件を活用して私立保育所の設置又は増床をする場合は、本要綱以外で得た備品整備に係る補助金の額を控除する。
3	非常通報装置(学校110番)整備費	非常通報装置(学校110番)の整備に要する経費	300,000円	補助基準額を上限として実支出額を補助する。

(2)運営費

番号	補助項目	補助対象経費	単 価	算 定 基 準
1	一般保育所対策事業加算	保育事業・教育事業の充実に要する経費	月額 私立保育所 別表2 認定こども園 別表3	単価×延べ入所児童数
2	3歳以上児給食費加算	3歳以上児の主食給食に要する経費	月額 160円	単価×延べ入所児童数
3	教材費加算	教材を購入する経費	月額 310円	単価×延べ入所児童数
4	地域交流事業費加算	地域住民との交流の充実に図るため、物品を購入する経費	年額 55,000円	単価を上限として実支出額を補助する。
5	嘱託医手当加算	嘱託医手当の充実に要する経費	月額 37,330円	単価×雇用月数 零歳児保育補助対象外施設に補助する。
6	非常通報装置保守・管理経費加算	非常通報装置(学校110番)の保守及び管理に要する経費	年額 33,000円	単価を上限として実支出額を補助する。
7	バス借上費加算	園外で保育・教育を行うためのバスの借上げに要する経費 当該年度の4月1日時点の利用児童数が40名以下の施設 2台まで 当該年度の4月1日時点の利用児童数が41名以上の施設 2台を基礎とし、40名増すごとに2台加えた台数まで	1台当たり 120,000円	単価を上限として実支出額を補助する。
8	歯科医師等手当加算	年2回の歯科健康診査を行うための歯科医師及び歯科衛生士の手当に要する経費 健診月の初日の利用児童数が35名以下の施設は1人まで 健診月の初日の利用児童数が36名以上の施設は2人を基礎とし、25名増すごとに1人加えた人数まで (半日勤務)	1人(半日)当たり 歯科医師 31,020円 歯科衛生士 12,100円	単価×延べ人数
9	牛乳購入費加算	入所児童に支給する牛乳の購入に要する経費	月額 別表13	単価×延べ入所児童数
10	行事費加算	行事の際に入所児童に提供する記念品等の購入に要する経費	運動会 550円 クリスマス 1,100円 就学祝い 1,342円	運動会及びクリスマス 単価×実施月初日の入所児童数 就学祝い 単価×3月1日時点の入所児童のうち5歳児の人数 単価を上限として実支出額を補助する。
11	副食費加算	ア 私立保育所 副食の提供のうち、その費用の徴収対象外となる入所児童に対するもの(区基準提供(国基準提供を除く。))に要する経費 イ 認定こども園(幼稚園部分)	月額 告示別表第2保育所・認定こども園(保育認定)の副食費徴収免除加算により定められた額とする。 日額 告示別表第2認定こども園(教育標準時間認定)の副食費徴収免除加算により定められた額とする。	単価×(区基準提供の対象児童の延べ入所人数－国基準提供の対象児童の延べ入所人数)
12	副食費徴収事務費加算	3歳以上児の副食給食費の徴収に要する事務費	月額 300円	単価×3歳以上児(区基準提供の対象児童を除く。)の延べ入所人数
13	零歳児保健師等加算(零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設に常勤又は非常勤の保健師等を配置するための経費	月額 別表10	単価×雇用月数
14	零歳児調理員加算(零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設に調理員1名を増配置するための経費	月額 別表10	単価×雇用月数
15	零歳児嘱託医手当加算(零歳児保育補助事業)	零歳児の保育を行う施設における嘱託医手当の充実に要する経費	月額 57,330円	単価×雇用月数
16	主任保育士専任加算(零歳児保育未実施施設保育所補助事業)	零歳児の保育を行わない施設における主任保育士が主任業務に専任するための保育士増配置に要する経費	月額 告示別表第2に規定する主任保育士専任加算の算定基準のとおりとする。 10円未満切捨て	単価×延べ入所児童数
17	施設機能強化推進費加算(零歳児保育未実施施設保育所補助事業)	零歳児の保育を行わない施設が総合的な防災対策を図るための取組に要する経費	年額 告示別表第2に規定する施設機能強化推進費加算の算定基準のとおりとする。 10円未満切捨て	単価×3月1日時点の入所児童数
18	勤務環境改善促進保育士加算	定員60人以下の施設に保育士1名、定員61人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	月額 別表10	単価×保育士数×雇用月数
19	勤務環境改善促進パート保育士加算	定員60人以下の施設にパート保育士1名、定員61人以上の施設にパート保育士2名を増配置するための経費	月額 104,460円	単価×パート保育士数×雇用月数
20	勤務環境改善促進冷暖房費加算	7月から9月まで及び11月からの期間における施設に保冷房又は暖房の充実に要する経費	月額 10,000円	単価×月数

(裏)

21	障害児加算 (障害児保育補助事業)	障害児の処遇向上を図るための経費	月額	177,200円	単価×延べ障害児数 単価を上限として実支出額を補助する。
22	産休等代替職員加算	産休等代替職員として任用承認を受けた保育士(認定保育士を含む。)、保健師、看護師、調理員又は栄養士の雇用に要する経費	全日 半日	8,580円 4,290円	単価×延べ雇用日数 単価を上限として実支出額を補助する。
		産休等代替職員として任用承認を受けた事務職員又は用務員の雇用に要する経費	全日 半日	6,280円 3,140円	単価×延べ雇用日数 単価を上限として実支出額を補助する。
23	延長保育士加算	延長定員10人以下の施設に保育士1名、定員11人以上の施設に保育士2名を増配置するための経費	月額	別表12	単価×保育士数×雇用月数
24	延長保育事業費加算	延長保育児童の給食、保育材料、光熱費等に要する経費	月額	2,500円	(単価－延長保育料の平均額) ×延べ延長保育承認児童数 単価を上限として実支出額を補助する。
25	延長冷暖房費加算	7月から9月まで及び11月から3月までの期間における延長保育時間帯の冷房又は暖房の充実に要する経費	月額	7,500円	単価×月数
26	保育所障害児受入促進事業	障害児を受け入れるために必要な設備の整備及び備品購入に要する経費	年額	1,000,000円	一事業当たり
27	医療的ケア児看護師等加算 (医療的ケア児保育補助事業)	医療的ケア児の保育を行う施設に医療的ケア児専任の看護師、准看護師、保健師又は助産師を増配置するための経費	月額	450,000円	単価×延べ医療的ケア児数 単価を上限として実支出額を補助する。
		医療的ケア児の保育を行う施設に医療的ケア児専任の看護師、准看護師、保健師又は助産師を増配置せず、医療的ケア児専任の認定特定行為業務従事者である保育士等を増配置するための経費	月額	413,000円	
28	医療的ケア児保育補助者加算 (医療的ケア児保育補助事業)	医療的ケア児の保育を行う施設に医療的ケア児専任の保育補助者を増配置するための経費	月額	186,000円	単価×雇用月数 雇用人数に関わらず、単価を上限として実支出額を補助する。

- (注) 1 算出基礎となる児童数、職員数、施設数等は、それぞれ月の初日現在により算定すること。この場合、児童数については、法第24条の規定に基づき本区が私立保育所において保育を行う児童を対象とし、職員数、施設数等については、区内に所在する私立保育所を対象として算定すること。
- 2 別表2の適用に当たり、定員区分、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)に定める施設型給付費における処遇改善等加算の加算率の算定に当たっては、職員1人当たりの平均経験年数(以下「平均経験年数」という。)、所長設置未設置の別及び入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、告示の算定方法に準じて算定すること。
- 3 別表3の適用に当たり、定員区分、平均経験年数、利用区分(幼稚園及び保育所の別)及び入所児童の年齢区分によりそれぞれ単価設定されているものについては、告示の算定方法に準じて算定すること。
- 4 「零歳児保育補助事業」の各補助項目のうち13の項から15の項までについては、13の項から15の項までの全てが実施された場合にのみ算定すること。ただし、保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)により、全ての調理業務を委託した場合には、13の項及び15の項のみ算定することができる。
- 5 「勤務環境改善促進事業」については、18の項の補助項目について実施された場合にのみ19の項及び20の項の実施に関し算定できるものであること。
- 6 「勤務環境改善促進事業」における18の項と「延長保育補助事業」における23の項の補助項目について、増配置した保育士を次に掲げる職員の順に計上する。
- (1) 配置基準(運営費負担金対象)職員
 - (2) 「勤務環境改善促進事業」における18の項又は「延長保育補助事業」における23の項の職員
- なお、18の項の補助項目について定員61人以上の施設にあっては、保育士2名が充足されていない場合には「勤務環境改善促進事業」に係る全てについて算定の対象とならない。
- 7 告示第1条第55号に規定する高齢者等活躍促進加算の対象となる保育所においては、当該高齢者等活躍促進加算を別表1の補助対象経費として用いる場合には、当該補助項目の算定基準額から高齢者等活躍促進加算額を差し引いた額を算定基準額とする。
- 8 「医療的ケア児保育補助事業」27の項の看護師、准看護師、保健師又は助産師については、13の項と兼ねて算定することはできない。
- 9 「医療的ケア児保育補助事業」27の項の看護師、准看護師、保健師又は助産師を増配置した場合には、同事業の認定特定行為従事者である保育士等については算定することはできない。
- 10 「医療的ケア児保育補助事業」については、27の項の補助項目について実施された場合にのみ28の項の実施に関し算定できる。
- 11 「医療的ケア児保育補助事業」28の項の保育補助者については、国配置基準に規定する職員、告示第1条に掲げる各種加算要件に規定する職員及び本表に掲げる全ての職員と兼ねて算定することはできない。また、他の補助事業の対象となっている場合は、算定の対象としない。

別表2

包括化単価		20人	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～45人	46人 ～50人	51人 ～59人	60人	61人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上	
9年 以上	設置	0歳児	45,790	31,420	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	19,480	12,510	7,010	15,400	11,440	8,140	11,780	9,150	6,880	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,990	6,590
	1歳児	60,940	46,570	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	34,630	27,660	22,160	30,550	23,290	23,290	26,930	24,300	22,030	24,640	27,710	25,510	23,190	22,620	22,140	21,740	
	2歳児	45,480	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	19,170	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280	
	3歳児	46,670	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470	
7年 以上	4歳以上児	46,570	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	20,360	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470	
	設置	0歳児	45,790	31,420	29,340	21,330	19,510	9,900	16,340	17,600	11,680	7,010	14,410	10,990	8,140	11,170	8,860	6,880	9,490	12,560	10,160	8,040	7,470	6,990	6,590
	1歳児	60,940	46,570	44,490	36,480	34,660	25,050	31,490	32,750	26,830	22,160	29,560	26,140	23,290	26,320	24,010	22,030	24,640	27,300	25,310	23,190	22,620	22,140	21,740	
	2歳児	45,480	31,110	29,030	21,020	19,200	9,590	16,030	17,290	11,370	6,700	14,100	10,680	7,830	10,860	8,550	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280	
3年 以上	3歳児	46,670	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	18,480	12,560	7,890	15,290	11,870	9,020	12,560	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470	
	4歳以上児	46,570	32,300	30,220	22,210	20,390	10,780	17,220	18,480	12,560	7,890	15,290	11,870	9,020	12,560	9,740	7,760	10,370	13,030	11,040	8,920	8,350	7,870	7,470	
	設置	0歳児	45,030	30,910	28,860	21,000	21,150	9,770	16,090	19,190	12,330	6,930	15,140	11,250	8,010	11,590	9,000	6,770	9,340	12,370	10,200	7,920	7,360	6,890	6,500
	1歳児	59,900	45,780	45,360	35,870	36,020	24,640	30,960	34,060	27,200	21,800	30,010	26,120	22,880	26,460	23,870	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370	
7年 未満	2歳児	44,720	30,600	30,180	20,690	20,840	9,460	15,780	18,880	12,020	6,620	14,830	10,940	7,700	11,280	8,690	6,460	9,030	11,850	9,700	7,610	7,050	6,580	6,190	
	3歳児	45,910	31,790	29,740	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380	
	4歳以上児	45,910	31,790	29,740	21,880	22,030	10,650	16,970	20,070	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380	
	設置	0歳児	44,260	30,400	29,980	20,560	20,800	9,630	15,830	18,890	12,160	6,850	14,880	11,070	7,890	11,400	8,860	6,670	9,190	12,170	10,040	7,810	7,250	6,790	6,410
3年 未満	1歳児	58,860	45,000	44,580	35,260	35,400	24,230	30,430	33,490	26,760	21,450	29,480	25,670	22,490	26,000	23,590	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370	
	2歳児	43,950	30,090	29,670	20,350	20,490	9,320	15,520	18,580	11,850	6,540	14,570	10,760	7,580	11,090	8,550	6,360	8,880	11,860	9,730	7,500	6,940	6,480	6,100	
	3歳児	45,140	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290	
	4歳以上児	45,140	31,280	29,760	21,540	21,680	10,510	16,710	19,770	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290	
3年 未満	設置	0歳児	42,730	29,380	28,950	19,980	20,120	9,360	15,320	18,300	11,810	6,700	14,360	10,690	7,630	11,010	8,570	6,470	8,890	11,770	9,720	7,570	7,040	6,600	6,230
	1歳児	56,770	43,420	42,990	34,030	34,160	23,390	29,360	32,340	25,850	20,740	28,400	24,730	21,670	25,050	22,610	20,510	22,930	25,810	23,760	21,610	21,080	20,640	20,270	
	2歳児	42,420	29,070	28,640	19,670	19,810	9,040	15,010	17,990	11,500	6,390	14,050	10,380	7,320	10,700	8,260	6,160	8,580	11,460	9,410	7,260	6,730	6,290	5,920	
	3歳児	43,610	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	17,430	11,930	7,580	14,320	11,510	8,510	11,330	9,190	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,680	7,110	6,740	
加算 対象 外	4歳以上児	43,610	30,260	28,310	20,870	19,160	10,230	16,200	17,430	11,930	7,580	14,320	11,510	8,510	11,330	9,190	7,350	9,770	12,270	10,420	8,450	7,920	7,480	7,110	
	設置	0歳児	41,210	28,360	27,930	19,300	19,430	9,070	14,810	17,710	11,470	6,540	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,010	9,230	7,340	6,830	6,410	6,050
	1歳児	54,700	41,850	41,420	32,790	32,920	22,560	28,300	31,200	24,960	20,030	27,330	23,810	20,870	24,120	21,770	19,750	22,090	24,870	22,900	20,830	20,320	19,900	19,540	
	2歳児	40,900	28,050	27,620	18,990	19,120	8,760	14,500	17,400	11,160	6,230	13,530	10,010	7,070	10,320	7,970	5,950	8,290	11,070	9,230	7,260	6,730	6,290	5,920	
加算 対象 外	3歳児	42,090	29,240	28,810	20,180	20,310	9,950	15,690	18,590	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930	
	4歳以上児	42,090	29,240	28,810	20,180	20,310	9,950	15,690	18,590	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930	
	設置	0歳児	41,210	28,360	26,460	19,310	17,660	9,070	14,810	17,710	11,470	6,540	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,010	9,230	7,340	6,830	6,410	6,050
	1歳児	54,700	41,850	39,950	32,800	31,150	22,560	28,300	31,200	24,960	20,030	27,330	23,810	20,870	24,120	21,770	19,750	22,090	24,870	22,900	20,830	20,320	19,900	19,540	
加算 対象 外	2歳児	40,900	28,050	26,150	19,000	17,360	8,760	14,500	15,720	10,420	6,230	12,650	9,600	7,070	9,770	7,720	5,950	8,290	10,700	8,920	7,030	6,520	6,100	5,740	
	3歳児	42,090	29,240	27,340	20,190	18,540	9,950	15,690	16,910	11,610	7,420	13,840	10,790	8,260	10,960	8,910	7,140	9,480	11,890	10,110	8,220	7,710	7,290	6,930	
	4歳以上児	42,090	29,240	27,340	20,190	18,540	9,950	15,690	16,910	11,610	7,420	13,840	10,790	8,260	10,960	8,910	7,140	9,480	11,890	10,110	8,220	7,710	7,290	6,930	
	設置	0歳児	40,900	28,050	26,150	19,000	17,360	8,760	14,500	15,720	10,420	6,230	12,650	9,600	7,070	9,770	7,720	5,950	8,290	10,700	8,920	7,030	6,520	6,100	5,740

別表3(認定こども園)

平均 経年 数	利用区分	定員 年齢	21人 ～30人	31人 ～40人	41人 ～45人	46人 ～50人	51人 ～59人	60人 ～70人	71人 ～80人	81人 ～90人	91人 ～100人	101人 ～110人	111人 ～120人	121人 ～130人	131人 ～140人	141人 ～149人	150人	151人 ～160人	161人 ～170人	171人 ～190人	191人 ～210人	211人 ～230人	231人 以上
9年 以上	幼稚園 部分	3歳児	11,740	11,580	8,070	8,130	3,920	6,260	4,860	2,860	5,920	4,480	3,280	4,600	3,640	2,820	3,770	4,880	4,080	3,240	3,030	2,860	2,710
		4歳以上児	11,740	11,580	8,070	8,130	3,920	6,260	4,860	2,860	5,920	4,480	3,280	4,600	3,640	2,820	3,770	4,880	4,080	3,240	3,030	2,860	2,710
	保育所 部分	0歳児	45,790	30,990	21,330	21,490	9,900	16,340	12,510	7,010	15,400	11,440	8,140	26,930	9,150	6,880	9,490	12,560	10,360	8,040	7,470	6,990	6,590
		1歳児	60,940	46,140	36,480	36,640	25,050	31,490	27,660	22,160	30,550	26,590	23,290	26,930	24,300	22,030	24,640	27,710	25,510	23,190	22,620	22,140	21,740
7年 以上 9年 未満	幼稚園 部分	2歳児	31,110	30,680	21,020	21,180	9,590	16,030	12,200	6,700	15,090	11,130	7,830	11,470	8,840	6,570	9,180	12,250	10,050	7,730	7,160	6,680	6,280
		3歳児	46,670	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
	保育所 部分	0歳児	32,300	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
		1歳児	46,670	31,870	22,210	22,370	10,780	17,220	13,390	7,890	16,280	12,320	9,020	12,660	10,030	7,760	10,370	13,440	11,240	8,920	8,350	7,870	7,470
3年 以上 7年 未満	幼稚園 部分	3歳児	11,560	11,400	7,950	8,010	3,870	6,170	4,800	2,840	5,820	4,410	3,230	4,530	3,590	2,780	3,710	4,810	4,020	3,200	2,990	2,820	2,680
		4歳以上児	11,560	11,400	7,950	8,010	3,870	6,170	4,800	2,840	5,820	4,410	3,230	4,530	3,590	2,780	3,710	4,810	4,020	3,200	2,990	2,820	2,680
	保育所 部分	0歳児	45,030	30,910	21,000	21,150	9,770	16,090	12,330	6,930	15,140	11,250	8,010	11,590	9,000	6,770	9,340	12,370	10,200	7,920	7,360	6,890	6,500
		1歳児	59,900	45,780	35,870	36,020	24,640	30,960	27,200	21,800	30,010	26,120	22,880	26,460	23,870	21,640	24,210	27,240	25,070	22,790	22,230	21,760	21,370
3年 以上 7年 未満	幼稚園 部分	2歳児	44,720	30,600	20,690	20,840	9,460	15,780	12,020	6,620	14,830	10,940	7,700	11,280	8,690	6,460	9,030	12,060	9,890	7,610	7,050	6,580	6,190
		3歳児	45,910	31,790	21,880	22,030	10,650	16,970	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
	保育所 部分	0歳児	31,790	31,370	21,880	22,030	10,650	16,970	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
		1歳児	45,910	31,790	21,880	22,030	10,650	16,970	13,210	7,810	16,020	12,130	8,890	12,470	9,880	7,650	10,220	13,250	11,080	8,800	8,240	7,770	7,380
3年 未満	幼稚園 部分	3歳児	11,370	11,220	7,830	7,880	3,820	6,070	4,740	2,810	5,730	4,340	3,180	4,460	3,540	2,740	3,660	4,740	3,970	3,160	2,950	2,780	2,650
		4歳以上児	11,370	11,220	7,830	7,880	3,820	6,070	4,740	2,810	5,730	4,340	3,180	4,460	3,540	2,740	3,660	4,740	3,970	3,160	2,950	2,780	2,650
	保育所 部分	0歳児	44,260	30,400	20,660	20,800	9,630	15,830	12,160	6,850	14,880	11,070	7,890	11,400	8,860	6,670	9,190	12,170	10,040	7,810	7,250	6,790	6,410
		1歳児	58,860	45,000	35,260	35,400	24,230	30,430	26,760	21,450	29,480	25,670	22,490	26,000	23,460	21,270	23,790	26,770	24,640	22,410	21,850	21,390	21,010
3年 未満	幼稚園 部分	2歳児	43,950	30,090	20,350	20,490	9,320	15,520	11,850	6,540	14,570	10,760	7,580	11,090	8,550	6,360	8,880	11,860	9,730	7,500	6,940	6,480	6,100
		3歳児	45,140	31,280	21,540	21,680	10,510	16,710	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
	保育所 部分	0歳児	31,280	30,860	21,540	21,680	10,510	16,710	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
		1歳児	45,140	31,280	21,540	21,680	10,510	16,710	13,040	7,730	15,760	11,950	8,770	12,280	9,740	7,550	10,070	13,050	10,920	8,690	8,130	7,670	7,290
3年 未満	幼稚園 部分	3歳児	15,850	15,850	7,580	7,630	3,720	5,890	4,610	2,750	5,540	4,200	3,090	4,320	3,430	2,670	3,550	4,600	3,850	3,070	2,880	2,720	2,580
		4歳以上児	15,850	15,850	7,580	7,630	3,720	5,890	4,610	2,750	5,540	4,200	3,090	4,320	3,430	2,670	3,550	4,600	3,850	3,070	2,880	2,720	2,580
	保育所 部分	0歳児	42,730	29,380	19,980	20,120	9,350	15,320	11,810	6,700	14,360	10,690	7,630	11,010	8,570	6,470	8,890	11,770	9,720	7,570	7,040	6,600	6,230
		1歳児	56,770	43,420	34,020	34,160	23,390	29,360	25,850	20,740	28,400	24,730	21,670	25,050	22,610	20,510	22,930	25,810	23,760	21,610	21,080	20,640	20,270
加算 対象 外	幼稚園 部分	2歳児	42,420	29,070	19,670	19,810	9,040	15,010	11,500	6,390	14,050	10,380	7,320	10,700	8,260	6,160	8,580	11,460	9,410	7,260	6,730	6,290	5,920
		3歳児	43,610	30,260	20,860	21,000	10,230	16,200	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
	保育所 部分	0歳児	30,260	29,830	20,860	21,000	10,230	16,200	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
		1歳児	43,610	30,260	20,860	21,000	10,230	16,200	12,690	7,580	15,240	11,570	8,510	11,890	9,450	7,350	9,770	12,650	10,600	8,450	7,920	7,480	7,110
加算 対象 外	幼稚園 部分	3歳児	15,300	15,300	7,330	7,380	3,610	5,700	4,490	2,690	5,350	4,070	3,000	4,180	3,330	2,590	3,440	4,450	3,740	2,980	2,800	2,650	2,520
		4歳以上児	15,300	15,300	7,330	7,380	3,610	5,700	4,490	2,690	5,350	4,070	3,000	4,180	3,330	2,590	3,440	4,450	3,740	2,980	2,800	2,650	2,520
	保育所 部分	0歳児	41,210	28,360	19,300	19,430	9,070	14,810	11,470	6,540	13,840	10,320	7,380	10,630	8,280	6,260	8,600	11,380	9,410	7,340	6,830	6,410	6,050
		1歳児	54,700	41,850	32,790	32,920	22,560	28,300	24,960	20,030	27,330	23,810	20,870	24,120	21,770	19,750	22,090	24,870	22,900	20,830	20,320	19,900	19,540
加算 対象 外	幼稚園 部分	2歳児	40,900	28,050	18,990	19,120	8,760	14,500	11,160	6,230	13,530	10,010	7,070	10,320	7,970	5,950	8,290	11,070	9,100	7,030	6,520	6,100	5,740
		3歳児	42,090	29,240	20,180	20,310	9,950	15,690	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930
	保育所 部分	0歳児	29,240	28,810	20,180	20,310	9,950	15,690	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930
		1歳児	42,090	29,240	20,180	20,310	9,950	15,690	12,350	7,420	14,720	11,200	8,260	11,510	9,160	7,140	9,480	12,260	10,290	8,220	7,710	7,290	6,930

※分園については、0.9を乗じて得た単価(10円未満切捨て)を適用する。
 ※分園を持つ施設の場合は、定員区分は本園及び分園の合計ではなく、それぞれの定員数に応じた単価を適用する。

別表10 増配置職員単価表

区 分		月 額 単 価				
		平均経験年数 9 年 以 上	平均経験年数 7年以上9年未満	平均経験年数 3年以上7年未満	平均経験年数 3 年 未 満	処遇改善等加算 対 象 外
常 勤 職 員	保 育 士	457,460円	449,330円	441,210円	424,960円	408,720円
	調 理 員	380,310円	373,540円	366,770円	353,230円	339,700円
	保 健 師	502,670円	493,740円	484,810円	466,950円	449,090円
非 常 勤 職 員	保 健 師	251,340円	246,880円	242,410円	233,480円	224,550円
	調 理 員	190,160円	186,770円	183,385円	176,620円	169,850円

別表11 削除

別表12 延長保育士加算単価表

区 分		月 額 単 価				
		平均経験年数 9 年 以 上	平均経験年数 7年以上9年未満	平均経験年数 3年以上7年未満	平均経験年数 3 年 未 満	処遇改善等加算 対 象 外
1時間延長	常勤保育士	457,460円	449,330円	441,210円	424,960円	408,720円
	パート保育士	208,920円				
1時間延長以降	常勤保育士	延長1時間ごとに上記常勤保育士単価に90,000円を加算した額				
	パート保育士	延長1時間ごとに上記パート保育士単価に45,000円を加算した額				

別表13 牛乳購入費加算単価表

年 齢 区 分	単 価
0歳児から2歳児まで	区立保育所が契約した牛乳(1l)の購入単価(消費税込み)に1.4 を乗じた額
3歳児から5歳児まで	区立保育所が契約した牛乳(1l)の購入単価(消費税込み)に1.82を乗じた額

